

豊田市農業委員会議事録

令和8年6月23日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和8年6月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階 南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第37号 農地法第3条の規定による許可について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第41号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第44号 地域計画の変更について

<報告事項>

非農地判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

2番	築山	正樹
3番	中川	豊
4番	中根	敏明
5番	深津	峰男
6番	近藤	和人
7番	杉浦	俊雄
8番	石川	文志
9番	梅村	逸次
10番	水嶋	広
11番	水野	省治
12番	伊藤	喜代司
13番	梅村	貢司
14番	中島	匡代
15番	加知	満
16番	伊藤	政和
17番	倉地	雅博
18番	林	如実

<欠席委員> (2名)

1番	鈴木	喜一郎
19番	杉田	雅子

<説明員>

農業委員会事務局

事務局長	尾形	洋
副主幹	中根	紘子
担当長	杉本	一浩
主査	佐藤	伸宏
主査	井上	貴道
主査	小川	宗高
主事	長谷川	賢斗
書記	藤田	仁菜

農政企画課

担当長	矢野	未希也
主査	佐藤	伸宏 (兼)農業委員会事務局

(開会 午後2時00分)

事務局 豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局 本日の欠席委員は、1番鈴木喜一郎委員、19番杉田雅子委員、以上、2名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長 ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。2番築山正樹委員、3番中川豊委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

議長 本日の提出議案は、議案第37号から第44号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。それでは、順次議題を上程させていただきます。

議長 令和8年議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和8年議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

48番高原町の件、担当推進委員の末継委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

49番高原町の件、担当推進委員の末継委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

50番若林東町の件、担当推進委員の原田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

51番乙部町の件、担当推進委員の林委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

52番大洞町の件、担当推進委員の池野委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

53番野林町の件、担当推進委員の青木委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

54番井ノ口町の件、担当推進委員の塚田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

55番二タ宮町の件、担当推進委員の青山委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

56 番花沢町の件、担当推進委員の天野委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

57 番浅谷町の件、担当推進委員の朝倉委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

58 番浅谷町の件、担当推進委員の朝倉委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

59 番小田木町の件、担当推進委員の松井（晃）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 37 号で上程されました 12 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 37 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

事務局 84 番秋葉町の件、自己用住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、

85 番元宮町の件、駐車場です。第 3 種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。なお、本件につきましては担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局 86 番畝部東町の件、駐車場です。第 3 種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準

は、第3種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、令和7年3月頃から駐車場として使用していたため始末書が提出されています。続きまして、

87 番配津町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

中川委員、お願いします。

中川委員
事務局

はい、2件とも問題ございません。

ありがとうございます。

88 番和会町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。続きまして、

89 番和会町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、

90 番福受町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

中根委員、お願いします。

中根委員
事務局

はい、3件とも問題ありません。

ありがとうございます。

91 番大林町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、

92 番大林町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。続きまして、

93 番宝町の件、資材置場・駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、
94 番西田町の件、車両置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、
95 番若林東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成10年頃から先代土地所有者がアスファルト舗装をして、現在まで貸駐車場として使用していたため始末書が提出されています。

近藤委員、お願いします。

近藤委員
事務局

はい、5件とも問題ありません。
ありがとうございます。

96 番堤町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。続きまして、

97 番前林町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、昭和61年4月頃から、駐車場として使用していたため始末書が提出されています。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員
事務局

特に意義ありません。
ありがとうございます。

98 番花園町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。続きまして、

99 番花園町の件、太陽光発電施設です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、100 番駒場町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

石川委員、お願いします。

石川委員
事務局

はい、3件とも特に問題ございません。

ありがとうございます。

101 番舞木町の件、営農型太陽光発電施設です。一時転用です。農用地区域農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。続きまして、

102 番御船町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。梅村逸次委員、お願いします。

梅村(逸)委員
事務局

はい、2件とも異議ありません。

ありがとうございます。

103 番篠原町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、駅・支所等からおおむね500メートル以内にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。続きまして、

104 番保見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。続きまして、

105 番保見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 はい、3 案件とも、問題ございません。

事務局 ありがとうございます。

106 番西中山町の件、搬出入通路です。一時転用です。第 2 種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10ha 未満の一団の農地内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。

梅村貢司委員、お願いします。

梅村(貢)委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

107 番足助町の件、資材置場です。第 2 種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、事務局による現地確認の結果、令和 7 年 12 月頃から砂利を敷き、資材置き場として利用していたことが判明したため、始末書が提出されています。

伊藤政和委員、お願いします。

伊藤(政)委員 はい、問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

108 番浅谷町の件、駐車場です。第 2 種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成 28 年頃から先代土地所有者が近隣住民に対し駐車場として貸与して使用、令和 6 年 8 月頃から譲受人が作業用車両の駐車場として使用していたため始末書が提出されています。

林委員、お願いします。

林委員 はい、問題ありません。

事務局 109 番桑原町の件、太陽光発電施設です。第 2 種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。なお、本件につきましては担当の杉田委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局 なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。
(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 38 号で上程されました 26 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 38 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 39 号「農地法第 5 条事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 39 号農地法第 5 条事業計画変更申請について、5 番西中山町の件、変更内容は事業区域及び事業者の追加です。
本件は、令和 6 年 4 月 26 日付で砂利採取場として第 5 条の転用許可を得ました。以前から農作業用通路として使用されていた隣接地を、工事用搬入道路として追加するものです。なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。
梅村貢司委員お願いします。

梅村(貢)委員 はい、特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。
(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 39 号で上程されました審議案件 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 39 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 40 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 40 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」

4 番、若林東町の件。担当推進委員の原田委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 40 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第 40 号は「承認決定」されました。

議長

令和 8 年議案第 41 号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課

令和 8 年議案第 41 号「農業振興地域整備計画の変更について」、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項により、農業委員会の意見を求めます。14 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1 番西新町の件、流通業務施設です。

担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

農政企画課

2 番幸町の件、製品置き場（コンクリート製品）です。

深津委員お願いします。

深津委員

はい、問題ありません。

農政企画課

ありがとうございます。

3 番若林東町の件、駐車場（鉄鋼加工工場）です。

続きまして、4 番竹町の件、分家住宅です。

続きまして、5 番若林西町の件、分家住宅です。

近藤委員お願いします。

近藤委員

はい、3 件とも問題ありません。

農政企画課

ありがとうございます。

6 番吉原町の件、駐車場（自動車部品製造業）です。

石川委員お願いします。

石川委員

はい、特に問題ありません。

農政企画課

ありがとうございます。

7 番深見町の件、養鯉場です。

梅村貢司委員お願いします。

梅村(貢)委員 はい、特に問題ありません。

農政企画課 続きまして、16 ページをご覧ください。

8 番畝部西町の件、農振農用地編入案件です。6 m²になります。

中川委員、お願いします。

中川委員 問題ありません。

議長 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

特にご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 41 号で上程されました審議案件 8 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 41 号は「意見なし」として答申します。

議長 令和 8 年議案第 42 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課 今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和 8 年 8 月 1 日から貸借が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。17- 1 ページ、議案第 42 号資料①は利用権設定の総括表です。17- 2、議案第 42 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、17- 1 ページ、議案第 42 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 8 年 8 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、11 筆、10,081 m²の利用権を設定するものです。以上です。

議長 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 42 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 42 号は「意見なし」として答申します。

議長 令和 8 年議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 42 号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、議案第 43 号は地域計画区域外の利用権設定です。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、地域計画外で令和 8 年 8 月 1 日から貸借が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。18- 1 ページ、議案第 43 号資料①は利用権設定の総括表です。18- 2 ページ、議案第 43 号資料②は 1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、18- 1 ページ、議案第 43 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 8 年 8 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、23 筆、12,787 m²の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 43 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第 43 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 44 号「地域計画の変更について」、事務局の説明を求めます。

農政企画課 令和 8 年議案第 44 号「地域計画の変更について」。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

資料として、事前に変更が必要になった市内 14 地区の計画本文と目標地

図を合わせた地域計画変更案のデータを情報提供させていただいております。

4月17日に地域計画の変更が公告された以降に、農振除外や農地転用に伴う区域の除外及び利用権設定・解除等による農業を担う者が変更された内容を反映したものということでご理解いただければと思います。

今回は、この計画本文及び目標地図を合わせた地域計画の変更案が将来の地域農業に支障がないかという視点で意見聴取を行わせていただくものです。

なお、今後のスケジュールですが、すべての関係機関への意見聴取が終わった後に、地域計画の変更案の公告を行い2週間の縦覧に供します。

その後、変更した地域計画を定めた旨の公告を行う予定です。

説明は以上です。

議長 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第44号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第44号は「意見なし」として答申します。

議長 報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書20ページ、20-1ページをご覧ください。

報告、「非農地判断について」、です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案21ページをご覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について」、18番野見町の案件から、19番和会町の案件までの2件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページをご覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」、6番舞木町の案件、1件について、2アール未満の農業用倉庫につ

き、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 23 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」、37 番若宮町の造成宅地の案件から、39 番平芝町の住宅敷地の一部 3 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 24 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」、58 番平芝町の自己用住宅の案件から、29 ページをご覧ください。80 番浄水町の分譲住宅の案件までの 23 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。以上です。

議長 これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後 2 時 30 分）